

平成29年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年3月6日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三 企画課長 遠山一郎 町民課長 斉藤明美
建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行 観光事業推進室長 阿部文秀
観光商工課長 市川清美 会計管理者 小平春幸 教育次長 市川正彦
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明
農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和 書記 伊藤百合子

散会 午後前10時31分

議長（土屋春江君） おはようございます。これから、本日3月6日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第2号

議長（土屋春江君） 日程第1 議案第2号 立科町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第3号

議長（土屋春江君） 日程第2 議案第3号 立科町消防団条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第4号

議長（土屋春江君） 日程第3 議案第4号 立科町個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第5号

議長（土屋春江君） 日程第4 議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 4番、村田です。介護時間のことについて質問をいたします。2ページですけれども、そこに、「1日の勤務時間の中で、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする」というふうに書いてあるんですけど、介護休暇が新たに規定されたってまことに結構なんですけど、問題は、そうして休暇をとるときの体制なんですけれども、特に立科町は1人の職員が一定数専門で任されているところがあります。そういう方たちが抜けた場合のフォロー体制については、どのように、決めたはいいけど、実際にこれがちゃんと実行できるかどうかという点では、職員体

制がないと、なかなか申し出もできないかなってところもあると思うんですが、その体制構築については、どうでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） お答えをいたします。

1日2時間以下で介護時間がとれるようになるという、そういう改正でございますけれども、その職場職場によって、担当する業務等も違って来るかと思っておりますので、その時点時点で対応を考えていきたいという、そういうことであります。職員の配置、あるいは臨時職員の配置等、いろいろな考え方ができるかと思っておりますけれども、その時点で対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） これまでも、例えば生理休暇であるとか、有給休暇であるとか、いろいろ休暇が設けられても、なかなか職場の状況から言い出せないとか、確保できないということを聞いています。有給休暇の消化率も大変低いというふうに聞いているので、設けるのは結構ですけど、実際にとれるかどうか、やはり職場のバックアップや保証がないと、今これ自分がやらないと誰もやる人がいないなんていう状況になればとれないことになっていきますよね。そこは特段の本当に体制を組まなければ絵に描いた餅になるかなという気がしますので、そここのことは特段その役場庁舎内でどういう話し合いが行われているのでしょうか。

議長（土屋春江君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 議員さんおっしゃるとおり、絵に描いた餅にならないように、体制整えていかなければいけないと。国のほうでも今働き方の改革をしていこうというようなこともありますので、その辺もしっかり検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第6号

議長（土屋春江君） 日程第5 議案第6号 職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第7号

議長（土屋春江君） 日程第6 議案第7号 一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第8号

議長（土屋春江君） 日程第7 議案第8号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第9号

議長（土屋春江君） 日程第8 議案第9号 立科町町税条例等の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 4番、村田です。それでは、4ページの介護職員についての、4ページの4のところなんですが、そこに第2項の規定にかかわらず介護職員は利用者の処遇に支障がない場合……

議長（土屋春江君） 村田桂子、今は、立科町町税条例等の一部を改正する条例制定についてを行っております。

4番（村田桂子君） 済いません。間違えました。ごめんなさい。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第10号

議長（土屋春江君） 日程第9 議案第10号 立科町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。質問します。

この条例が制定されることによって、町内に該当する事業所はどのような数がありますでしょうか。質問します。

議長（土屋春江君） 斉藤町民課長。

町民課長（斉藤明美君） 立科町に住所がある方が現在ご利用されている施設は13事業所でございます。そのうち町内の事業所は、現在2つございます。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） それでは、4ページの4なんです、介護職員についての規定について質問します。

ここに「介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする」ということは、これ、他のということ、例えばA事業所に勤めている介護職員が同時にB介護施設に勤めることができるという、つまり兼職もできるという規定なんですか。そして、それはなぜまた、どういうことからこれが設けられたんでしょうか。

議長（土屋春江君） 斉藤町民課長。

町民課長（斉藤明美君） こちらの介護職員の配置につきましては、同じ事業所で別のサービスを行っている場合に、兼務ができるという内容でございます。兼職等ではございませんが、利用者に応じまして、時間単位で1以上確保できればよろしいという規定になっております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） そうすると、1人の職員が、介護のサービスに応じて、1つ、2つ、別のものも兼職できるというふうに解釈できますけれど、そうした場合に、ここに「支障がない場合」とは書いてあるんですけど、大変な多忙化、今でも少なくとも困っているのに、兼務をやられたんでは、その職員が大変多忙になって、そのことがきっかけでその業務に支障がくるとか、そういうことにもなりかねないかと思うんですけど、そこら辺の見通しはどうなんでしょうか。

議長（土屋春江君） 斉藤町民課長。

町民課長（斉藤明美君） こちらにつきましては、あくまでも事業所の人材の確保によりますので、そちらにつきましては町といたしましても、指定の中で、指定する中で評価、また適正な配置ができるような形を指導していくというような立場となろうかと思えます。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第11号

議長（土屋春江君） 日程第10 議案第11号 立科町指定地域密着型介護予防サービスの事業

の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 村田です。これは、予防だけではないんですけど、先ほどの介護のほうもそうなんですけれど、附則のところで「公布の日より施行し、平成28年4月1日から」というふうに書いてあるんですが、実際、当町では29年のというふうに聞いているんですけど、これは何でさかのぼって適用することになるんでしょうか。実態がないのにそういうことをやってもいいものなんじゃないですか。

議長（土屋春江君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 附則の規定で、28年4月1日に遡及適用させていただきましたが、法の施行日が28年4月1日になっておりますので、そちらに合わせた形となっております。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第12号

議長（土屋春江君） 日程第11 議案第12号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第8号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。補正予算の12ページ、使用料の総務使用料、コミュニティ施設の使用料、権現の湯の使用料についてでございます。28年度の当初予算でも、昨年より113万円減額予算であったと確認しておりますが、今回、補正予算で585万1,000円の減額ということでございますが、これについては、大分落ち込みが激しいかと思っておりますが、原因について調査されておりますかお伺いします。

議長（土屋春江君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 特に原因調査ということはしてございませんが、周辺の温泉施設等聞いてみますと、地域全体的に減っているというような状況にあるということは聞いております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 当然、権現の湯の使用料が大きく落ち込むという話になりますと、当然町の一般会計の持ち出しが増えるということになってくるかと思っております。これについては、なぜこれだけの大きな額を減額するようになってしまったのか、当然、人口が減るということは承知しておりますが、その対策について、昨年とは違ってこなかったどうか、そのことについてもう一度お伺いします。

議長（土屋春江君） 遠山企画課長。

企画課長（遠山一郎君） 昨年温泉館、権現の湯につきましては、ホームページのリニューアルしたり、新たなイベントを開催したり、割引等の実施をしたというような状況がありますけど、なかなか入館者が増えてこなかったというような状況になっております。

議長（土屋春江君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） この件については、これから今後のこともありますので、原因については対策を新たに考えていただいて、できるだけ早い対応を求めたいと思います。
以上です。

議長（土屋春江君） ほかにございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第13号

議長（土屋春江君） 日程第12 議案第13号 平成28年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第14号

議長（土屋春江君） 日程第13 議案第14号 平成28年度立科町後期高齢医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 村田です。後期高齢医療制度については、今回、マイナスがあって規定されているんですけど、来年から、たしか後期高齢者の医療制度の保険料の特例措置がなくなるんじゃないかと思うんですが、本年度のこの予算見る限り、そうした軽減措置がなくなって負担が重くなることに対する激変緩和やら、そうした対策が見受けられないんですけど、どういう議論をされたんでしょうか。

議長（土屋春江君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） 補正予算におきましては、今年度の医療費に基づきまして、算出をしております。こちらにつきましては、広域連合、こちらで試算をしております内容のとおりでございます。

以上です。

議長（土屋春江君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 事務のほうは広域連合にお願いをしたとしても、各市町村がそこに住む後期高齢者の皆さんに責任を持つのは当然のことなので、国として特別対策をなくし

て、これまで9割軽減であったような人たちが通常の保険料に上がってしまうということが大問題になっています。そういうことについて、この3月の補正でちゃんとそういうことに対する調査研究、あるいは対策を考えておかなかつたら、4月からに実施できないんだと思うんですよ。そのことが全然設けられていないってこと、まるつきり丸投げで、お任せしてしまって、立科のそういう高齢の特に低所得の皆さんに対する配慮というのが全くなかったのかなというふうに思うんですけれど、そういうことの議論をされたんですか。

議長（土屋春江君） 齊藤町民課長。

町民課長（齊藤明美君） こちらにつきましては、国の制度に基づきまして行っております。軽減制度の改正につきましては、広報等によりまして住民の皆様には周知をする予定でおります。

以上です。

議長（土屋春江君） ほかにありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第15号

議長（土屋春江君） 日程第14 議案第15号 平成28年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第15 議案第16号

議長（土屋春江君） 日程第15 議案第16号 平成28年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第16 議案第17号

議長（土屋春江君） 日程第16 議案第17号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算（第5号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第17 議案第18号

議長（土屋春江君） 日程第17 議案第18号 平成29年度立科町一般会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第18 議案第19号

議長（土屋春江君） 日程第18 議案第19号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第19 議案第20号

議長（土屋春江君） 日程第19 議案第20号 平成29年度立科町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第20 議案第21号

議長（土屋春江君） 日程第20 議案第21号 平成29年度立科町介護保険特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

村田桂子君、申し合わせで、予算特別委員会で十分に質疑をしていただくということになっておりますが、ここで、ぜひ質疑ということをございますか。

4番（村田桂子君） 議長が質疑ありますかと言ったものですから。（発言の声あり）

議長（土屋春江君） 質疑、よろしいですか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第21 議案第22号

議長（土屋春江君） 日程第21 議案第22号 平成29年度立科町住宅改修資金特別会計予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第22 議案第23号

議長（土屋春江君） 日程第22 議案第23号 平成29年度立科町下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第23 議案第24号

議長（土屋春江君） 日程第23 議案第24号 平成29年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第24 議案第25号

議長（土屋春江君） 日程第24 議案第25号 平成29年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第25 議案第26号

議長（土屋春江君） 日程第25 議案第26号 平成29年度立科町水道事業会計予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第26 議案第27号

議長（土屋春江君） 日程第26 議案第27号 平成29年度立科町索道事業特別会計予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第27 議案第28号

議長（土屋春江君） 日程第27 議案第28号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第28 議案第29号

議長（土屋春江君） ◎日程第28 議案第29号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第29 陳情第1号

議長（土屋春江君） 日程第29 陳情第1号 「共謀罪」創設に対する陳情書について、意見をお持ちの方の発言を許します。発言はありませんか。4番、村田桂子君。そこで結構です。

4番（村田桂子君） それでは、意見を述べさせていただきます。2月8日付でピースアクション佐久より提出された「共謀罪」創設に反対する陳情書に対して賛成し、ぜひ、国会へ中止を求める意見書を立科町民の意思として表明することを期待いたします。

2月28日付信毎では、今回政府の新設する組織犯罪処罰改正法の全容が明らかになったと、その危険性について報道しています。

1、適用対象を犯罪を実行するために結合している組織的犯罪集団に限定し、2、現場の下見、資金物品調達などの準備行為も処罰の要件とします。3、実行に着手する前に自首した場合は刑を軽減、免除し、4、死刑や10年を超える懲役、禁固を定めた罪で共謀した場合の法廷の刑は5年以下の懲役、禁固の4点です。しかし、このように一見限定的に見えても、一向に限定されない危険性をはらんでいると指摘をしています。

それは、第一に、対象を組織的犯罪集団だと規定をしても、国会の議論の中で明らかになったことは、その対象はいわゆる犯罪集団にとどまらず、例えば労働組合や市民団体、はては宗教法人やNPO法人など、広範な市民団体に及ぶということです。国会の議論では、草野球チーム、同窓会のメーリングリストやLINEグループなども考えられるのかとの問いに、金田法務大臣は、もとの団体の性質は関係なく、性質を一変したということで捉えると答弁しています。つまり、犯罪集団に一変したと判断するのは捜査機関であり、一変したかどうかを判断するには、常日頃の監視活動が大前提となるということです。市民団体や労働組合などが、目的が一変したとして組織的犯罪集団とされる恐れは依然残ります。また、こうした犯罪を特定するための手段についても、手段を限定するつもりはないと無制限に広げています。金田法相は、盗聴法、通信傍受法の対象にラインやフェイスブックなど、SNS全般が含まれると答弁し、メールやLINEでも合意が成立することはあり得る、顔文字やイラストでも共謀が成立するなど、手段を限定するつもりはないと答えています。つまり、安倍政権は将来、共謀罪の捜査に盗聴を用いる可能性を否定しておらず、テロを口実にし

た警察による市民監視がインターネット全般に及ぶ危険が明白になっています。

2点目の準備行為についても、その判断は極めて曖昧で、危険性に満ちています。信毎の3月1日の社説では、たまたま通りかかっただけでも下見とされないか、銀行預金を引き出したら資金の準備と見なされないか、捜査機関がどうとでも判断できる余地は大きいと説いています。このように、今回の組織犯罪処罰法は、話し合うだけで犯罪になることを規定しており、まさに共謀罪と言えます。

戦前、治安維持法の協議罪は、思想や言論、結社の弾圧に多用されました。雑誌編集者が摘発されるなど、多くの事件がでっち上げられ、市民の思想、信条の自由は奪われ、密告の奨励で壁に耳あり障子に目ありとして、自分の意見も思うように述べられない暗黒の時代を招きました。歴史に目を向けたとき、政府の方針を批判する市民団体が虚偽の密告により弾圧されるような事態が再び起きないと言えるでしょうか。

こうした政府の動きに対して、2月27日自由法曹団など、弁護士6団体が東京都内で記者会見をして、「共謀罪は憲法違反で、市民のテロに対する不安に便乗して成立を強行することは許されない」との声明を発表しました。声明は法案について、「政府が創設目的として掲げるテロ防止は、既に批准している13の国連条約と国内の現行法で十分だと説明、市民のテロに対する不安に便乗して共謀罪成立を強行することは許されない」と批判しています。

この間の安倍政権のやってきたことを見ると、教育基本法の改正、特定秘密法で国民に知られたくない事項を秘密にできる法案をつくり、次に武器輸出禁止の3原則を見直して、兵器製造、武器輸出に道を開き、そして新安保法により海外での戦闘行為に道を開きました。そして今度は、こうした政府の行為に批判的な市民活動そのものを監視し、取り締まり、弾圧ができるよう、話し合いのうちから犯罪とするこの法案を出してきました。このように見てくると、まさに安倍内閣が憲法改正を目標とした普通に戦争できる国づくり、軍事国家への道をひた走っているとと言えます。しかしまだ間に合います。各地の議会がこの市民運動そのものをターゲットに定めた共謀罪の創設に反対する意思をきっぱりと表明し、ものが言えない暗黒社会は嫌だと意見表明することで、この企てを断念させることができます。

以上、十分に共謀罪の危険性を伝えられたのかは心もとないのですが、今政府が提出しようとしているものは、まさに話し合いそのものを罪とする共謀罪であり、民主主義の根幹を損なうものであるということを重ねて申し上げて、議員の皆さんの言論人としての良識に期待して、意見の表明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

議長（土屋春江君） ほかにございませんか。

〔（なし）の声あり〕

意見なしと認めます。

お手元に議案付託表のとおり各常任委員会及び予算特別委員会へ。ちょっと失礼い

たします。

お諮りします。失礼いたしました。ただいま議題となっております議案及び陳情については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり各常任委員会及び予算特別委員会へ付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会及び予算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

（午前10時31分 散会）